

## 1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

当委員会は、平成22年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行い、以下の通り、意見を取りまとめた。

## 2. 平成22年度の評価について

### (1) 評価の進め方

平成22年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、地域活性化部会の両専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、専門的かつ集中的な検討を行った。

両部会におけるこれらの検討結果については、両部会から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

### (2) 評価の概要

平成22年度の評価の対象となった5特例措置のうち、2特例措置については全国展開（一部全国展開を含む）、2特例措置については特区において当分の間存続、1特例措置については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下の通りである。

- 「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」については、特段の弊害が生じていないと判断され、①施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、②日中及び夜間に避難訓練を実施すること、③地域住民との避難時の協力体制を確保することを条件として全国展開すべきとの意見とした。
- 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」のうち、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証することとする一方、特段の弊害が生じていないと判断される短期入所については、全国展開すべきとの意見とした。

- 「特定農業者による特定酒類の製造事業（707（708））」の一部（果実酒に関する事項）と「特産酒類の製造事業（709）」については、国税当局と地方公共団体の連携が図られているほか、地域の雇用の創出、交流人口の増加に寄与するとともに、地域の魅力の向上が期待される等、地域の活性化としての意義が大きいと認められることから、特区において当分の間存続すべきとの意見とした。これを踏まえ、規制所管省庁においては、引き続き地方公共団体と連携を図りつつ、申請や記帳等の手続きについて説明会を行うなど、個々の事情に応じて適切に対応するよう、各税務署に対して周知徹底するよう求めているところである。
- 「地方公務員に係る臨時的任用事業（409）」については、本特例措置に関連する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下、「任期付任用法」）の周知を徹底した上で、制度の運用状況や地域内の雇用における効果等の分析が必要である等の事情を踏まえ、再度評価を行うとの意見とした。規制所管省庁に対しては、任期付任用法の活用事例等の周知普及を積極的に図るなど、必要な取組を求めているところである。

### 3. おわりに

地域主権改革と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられるなか、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携・サポート体制が不可欠となることから、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

## 平成22年度評価意見について

特例措置 番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	総務省	法律	その他(平成24年度以降に評価をおこなう。)
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業の一部(果実酒に関する事項)	財務省	法律	特区において当分の間存続
709	特産酒類の製造事業	財務省	法律	特区において当分の間存続
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施
934	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業</u>	厚生労働省	省令	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にむけて、平成23年度に評価を行う

評価意見

①	別表1の番号	934
②	特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。
⑤	評価	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開に向けて、平成23年度に評価を行う。
⑥	⑤の評価の判断の理由等	短期入所については、全国展開にあたって弊害は認められない。しかし、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当短期入所」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。</li> <li>・児童デイサービスについては、昨年度の評価を踏まえ、個別支援計画の策定等を条件として追加したところ、本年度の調査期間中の実績は1事業所、3人のみであり、弊害の有無の検証が困難であることから、今回は全国化を見送る。</li> <li>・自立訓練については、本来求められている身体機能又は生活能力の維持、向上等のための訓練という観点から課題が多いことから、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。とのことであった。</li> </ul> <p>評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、利用する障害者などの表情が明るくなり笑顔が増えた、家族にとってもサービスが利用しやすくなり安心に繋がった、といった効果があがっているほか、介護事業者のノウハウが蓄積されて利用者へのサービス向上に繋がり、利用者と受入地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。</p> <p>以上より、短期入所については、基準該当短期入所として全国展開した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童デイサービスについては、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。</li> <li>・自立訓練については、規制所管省庁において一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。</li> </ul> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	短期入所については、「基準該当短期入所」として特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成23年度できるだけ速やかに措置。

特区934 担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」について

平素から障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」につきましては、昨年11月にご協力いただいた弊害調査の結果等を踏まえ、構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会において評価が行われた上で、今後の対応方針につき、構造改革特別区域推進本部において決定される予定です。

このような状況でありますので、まだ現時点において今後の対応方針が確定したのではありませんが、その前段階である構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会医療・福祉・労働部会の審議において、規制所管省庁である厚生労働省からは、指定小規模多機能型居宅介護事業所において自立訓練を実施する場合には、個別支援計画（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第162条及び第171条において準用する第58条に規定する自立訓練（機能訓練）計画及び自立訓練（生活訓練）計画に相当するものをいう。以下同じ。）の策定及び個別支援計画を策定する者が必要な研修を受講することを求めていくことが必要と考えている旨を報告し、今後は、当該報告を基に評価意見を議論することとなると予想されます。

そこで、来年度、指定小規模多機能型居宅介護事業所において自立訓練を実施する場合には、以下の点についてご留意していただいた上で、構造改革特別区域推進本部における今後の対応方針の決定後速やかに対応できるよう、必要な準備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

- 1 各指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して、自立訓練を受ける障害者ごとに、個別支援計画を策定させること。
- 2 個別支援計画を策定する者に対して、あらかじめ、「サービス管理責任者研修事業の

実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義(3時間)」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習(10時間)」に相当する研修を受講させること。(自立訓練(機能訓練)を実施する場合は地域生活(身体)分野、自立訓練(生活訓練)を実施する場合は地域生活(知的・精神)分野をそれぞれ受講させること。)

- 3 平成23年度においては、個別支援計画を策定する者が上記2の研修を早期に受講できるよう県とも十分に調整するとともに、その者が当該研修を受講し、個別支援計画を策定して事業を実施するなど、全国展開を行った場合に発生する弊害等に係る評価等が年度内に適切にできるような体制を準備すること。(今年度の児童デイサービスの時と同様に、来年度の早い時期に個別支援計画の策定を義務づけることが見込まれるため、特に現時点で自立訓練を実施している指定小規模多機能型居宅介護事業所がある特区においては、利用者が不利益を被ることがないように、県及び事業所と調整し、今年度末もしくは来年度の早い時期に上記2の研修を受講できることが望ましい。)

今後、上記の方向性につき変更等があれば、速やかにご連絡いたします。

なお、以上のことについては、内閣府構造改革特区担当室とも協議済みであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室

地域移行支援係

Tel 03-5253-1111 (代表) (内線3149)

# サービス管理責任者資格要件弾力化事業について

## サービス管理責任者資格要件弾力化事業の概要

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合(注)に、サービス管理責任者の資格要件のうち、実務経験年数の要件を緩和するもの。

(注:本事業を実施する構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。)

### ○ 特例を設ける趣旨について

- ・ サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行の促進を図るもの。

### ○ 緩和の内容について

- ・ 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第544号)において定めているサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ短縮。

### ○ 当該特区事業の認定に必要な書類について

- ・ 構造改革特別区域計画のほか、設定する特別区域内において、サービス管理者の確保が困難であり、そのために障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の提供が困難となっていることが認められる資料等。

### ○ 平成23年度以降について

- ・ 本事業は昨年9月から実施しており、一定期間経過後に弊害の有無について検証する予定。  
→ 検証結果を踏まえ、全国展開等について検討。

## 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る 臨時提案等に対する政府の対応方針

平成22年6月2日  
構造改革特別区域推進本部

政府は、昨年12月8日にとりまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、本年3月末までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度に係る規制の特例措置に関する提案を臨時に募集し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）の諮問を受けて、評価・調査委員会で、未実現の提案に係る調査審議を行い、本年3月26日に本部長に意見が提出された。

これらを踏まえ、以下の対応方針をとることとする。

### 1. 特区の臨時提案に対する政府の対応方針

#### (1) 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

#### (2) 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

#### (3) 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

#### (4) その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

### 2. 未実現の提案に係る調査審議及び今後の政府の対応方針

構造改革特別区域推進本部は、別表4に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応することとする。



別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
936	保育所における看護師配置補助要件の緩和	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条 平成10年4月9日付け児発第305号厚生局児童家庭局長通知	乳児を4人以上6人未満入所させる保育所については、保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能となるよう、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
937	NPO法人による職業紹介	職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の4、第51条の2	ハローワークインターネットサービスにおいて事業所名が非公開の求人についても、無料職業紹介事業を行うNPO法人からの要請に応じ、当該法人に情報提供することに関し、事業主の了解が得られた求人を提供する方策について、その具体的な方法の検討を行い、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
938	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者の資格要件の緩和	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第43条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令) 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示)	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の遂行が困難であると認める場合におけるサービス管理責任者の資格要件に係る実務経験の緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
1223	自動車運搬用フルトレーラ連結長の規制緩和	道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2 バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日建設省道交発第70号)	道路構造の保全や交通の危険防止のため、車両諸元の明確化や通行経路及び通行時間帯等の条件設定、特区措置後の状況把握方法等について検討の上、自動車運搬用フルトレーラ連結長に係る規制緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	国土交通省

(注)規制所管省庁においては、法令等の案を作成するに当たり、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、基本方針及び上記別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

障 発 0 9 0 7 第 6 号  
平 成 2 2 年 9 月 7 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

構造改革特別区域における「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業」  
について

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件」（平成22年厚生労働省告示第340号）が平成22年9月7日に告示され、同日から適用されたところであるが、その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その円滑な実施に特段の御配慮をお願いする。

## 記

### 第1 告示の趣旨

「『明日の安心と成長のための緊急経済対策』における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針」（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者の資格要件の緩和」が新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置として決定された。

これを受けて、サービス管理責任者の資格要件を定める「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）の特例に関する措置を定めるものである。

### 第2 告示の概要

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法（平成17年法律第1

23号)に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合(同区域の属する都道府県の知事が、そのことにつき同意している場合に限る。)に、法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることとする。

当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域に所在する事業所又は施設により行われる障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の資格要件について、サービス管理責任者資格要件告示が定める実務経験の年数に係る規定の適用は、次のとおりとすること。

サービス管理責任者資格要件告示中の該当条項	実務経験期間の種類	サービス管理責任者資格要件告示が定める実務経験年数	特例措置における実務経験年数
一.イ(1)(一)a	相談支援の業務等に従事した期間	通算して 5年以上	通算して 3年以上
一.イ(1)(一)b	社会福祉主事任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間		
一.イ(1)(一)c	社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間	通算して 10年以上	通算して 5年以上
一.イ(1)(一)d	相談支援の業務等に従事した期間及び直接支援の業務に従事した期間が通算して3年以上の者が、医師等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	通算して 5年以上	通算して 3年以上

### 第3 その他留意事項

「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業」に係る構造改革特別区域計画の認定の申請をするに当たっては、別途、内閣府が示す「構造改革特区計画認定申請マニュアル」を参照されたい。

また、当該事業について、本年9月下旬に実施される予定の構造改革特別区域計画第24回認定申請の受付期間から申請が可能となるので、御留意願いたい。

## 938 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業

### 1. 特例を設ける趣旨

現在、平成24年3月を期限として、旧法指定施設等(旧体系事業所)から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行が進められているところです。

この障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所等については、職員配置基準においてサービス管理責任者の配置が義務づけられているところです。

今回の特例は、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を緩和することにより、サービス管理責任者の確保を容易にし、新体系サービスへの移行の促進を図るものです。

### 2. 特例の概要

地方公共団体が設定する構造改革特別区域内において、都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合に、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を緩和します。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 本特例措置は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)においてサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するものです。
- (2) 市町村において申請を行う場合には、都道府県知事に協議し、当該市町村が設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を満たす者の不足等により、その確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であることの同意を得るものとします。

### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載にあたって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、基本方針の「特例措置の内容」に記載する要件を満

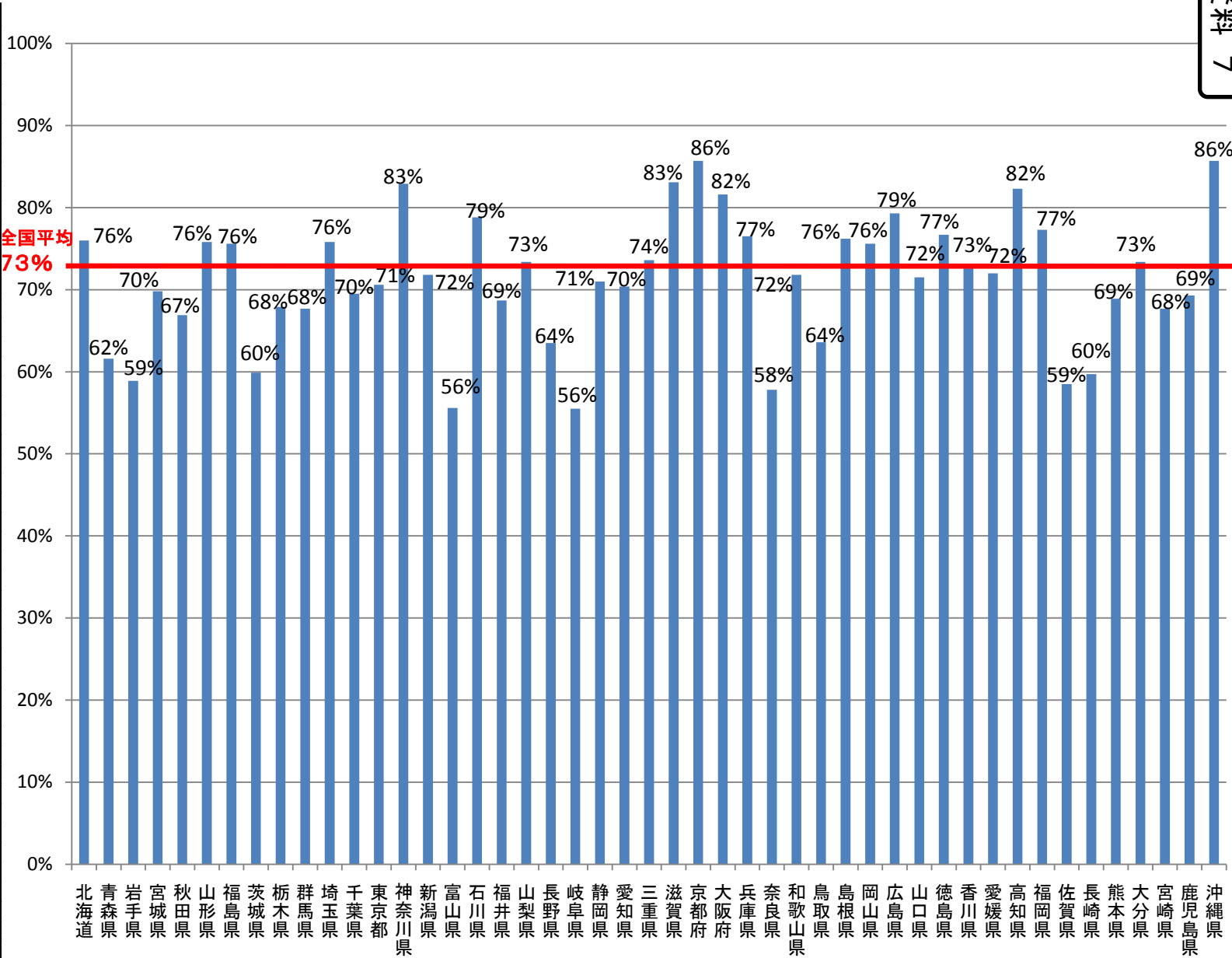
たしていることを具体的に記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

市町村が当該特例に係る申請を行う場合には、当該市町村が設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であることから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であることを都道府県知事が認める旨の書類（様式任意）を添付してください。

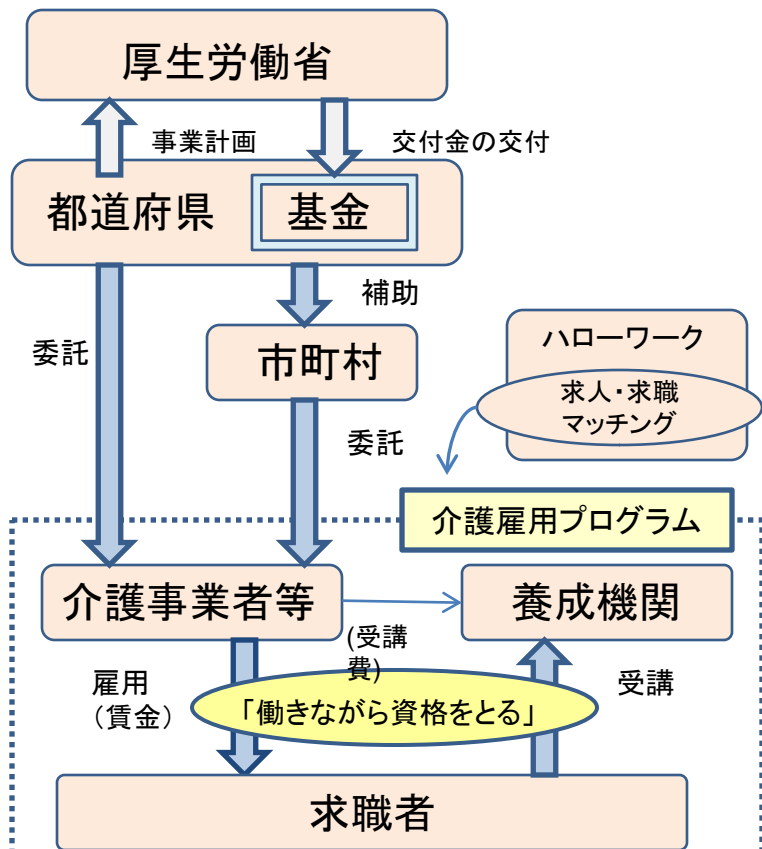
# 福祉・介護人材の処遇改善事業の申請率（平成22年11月現在）

都道府県名	平均
1 北海道	76%
2 青森県	62%
3 岩手県	59%
4 宮城県	70%
5 秋田県	67%
6 山形県	76%
7 福島県	76%
8 茨城県	60%
9 栃木県	68%
10 群馬県	68%
11 埼玉県	76%
12 千葉県	70%
13 東京都	71%
14 神奈川県	83%
15 新潟県	72%
16 富山県	56%
17 石川県	79%
18 福井県	69%
19 山梨県	73%
20 長野県	64%
21 岐阜県	56%
22 静岡県	71%
23 愛知県	70%
24 三重県	74%
25 滋賀県	83%
26 京都府	86%
27 大阪府	82%
28 兵庫県	77%
29 奈良県	58%
30 和歌山県	72%
31 鳥取県	64%
32 島根県	76%
33 岡山県	76%
34 広島県	79%
35 山口県	72%
36 徳島県	77%
37 香川県	73%
38 愛媛県	72%
39 高知県	82%
40 福岡県	77%
41 佐賀県	59%
42 長崎県	60%
43 熊本県	69%
44 大分県	73%
45 宮崎県	68%
46 鹿児島県	69%
47 沖縄県	86%
全体平均	73%



# 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

## 事業のスキーム(重点分野雇用創造事業を活用)



雇用創出・人材育成

## 事業のアウトライン

○求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- ・ 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
- ・ その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得することが可能(ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講)
- ・ 講座受講のない日時は、事業所で働く
- ・ 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く

※ 重点分野雇用創造事業を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施

※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1/2以上

## プログラムのメリット

- プログラム利用者
  - ・ 養成機関の受講料負担なし
  - ・ 養成機関に通っている時間も給与支払いあり
- 介護事業者等
  - ・ 地方自治体からの委託で事業費(人件費、研修費等)の支給
  - ・ 介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる
- 養成機関
  - ・ 対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、当該施設の協力が得られやすくなる

# 重点分野雇用創造事業

## 概要

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
- 地方公共団体は、基金を財源に、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。
- 未就職卒業者を含む若者の雇用・人材育成や、介護・医療分野の事業を重点的に推進。

## 【事業の規模】

3,500億円

(21年度2次補正 1,500億円  
22年度予備費 1,000億円  
22年度補正予算 1,000億円)

## 【対象期間】

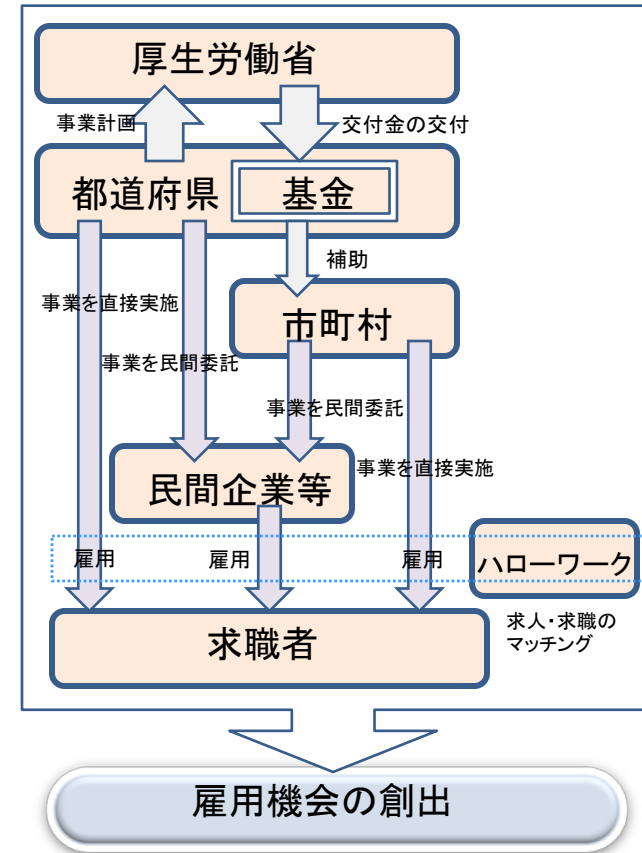
平成23年度末まで  
(一部24年度まで継続)

## ☆ 重点分野雇用創出事業

- 成長分野として期待されている分野において、地域の求職者に対し、新たな雇用機会を創出する事業。
- ①介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究分野、②各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。

## ☆ 地域人材育成事業

- 地域の求職者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、就業に必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得させ、地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業。
- 上記①の7分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。研修に係る費用はOFF-JT、OJTに要する費用とする。





# 障害者就労施設における農業分野への取組み (障害者福祉施策と農業施策の連携)

## 障害者福祉サービス事業者

多くの障害者施設において、農園芸活動が行われており、稲作や畑作(野菜、果樹、花卉栽培)、畜産(養鶏、養豚)、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれている。  
※約3,300施設のうち671施設(H20.3全国社会就労センター協議会調)

### 取り組む理由

- ① 障害程度に応じた作業が可能
- ② 自然や動植物とのふれあいによる情緒安定(心身回復・リハビリ効果)
- ③ 一般就労に向けた体力・精神面での訓練など

## 農家

- ・高齢化や過疎化により減り続けている・農業従事者の確保
- ・耕作放棄地の活用
- ・自給率の向上

### 農業法人等の障害者受入のメリット

- ① 単純作業の補助労働力
- ② 農業として障害者の雇用促進という社会的要請に貢献

障害者の就労を支援する福祉関係者から、農業関係者に対し、農業分野全般について、具体的な知識、技術の伝授や農地を利用したいとの声がある。

- ・障害者への指導に当たって必要な知識等を得たいため
- ・生産量の安定・確保・拡大のため
- ・販路の拡大、経営の安定のため
- ・障害者の工賃アップを図るため

障害者雇用に不安や心配、課題。

- ・障害者に適した業務がわからない
- ・障害者の事故や怪我が心配
- ・障害者のための環境整備

## 連携(案)

- 行政レベル:福祉部局と農業部局の連携(連絡会議の開催、関係情報の連携・交換)
  - ・農業関係者に対する理解促進、啓発活動、情報提供→研修会、セミナーの実施、HPを活用した情報の提供
- 障害者福祉サービス事業者と農業法人等の連携
  - ・耕作放棄地を活用し農業法人等による指導→訓練・実習を通じた、障害者雇用の促進、就労の場の拡大